

## 回春堂ケアサービス 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人回春堂（以下「法人」という。）が開設する「回春堂ケアサービス」（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (事業の運営の方針)

第2条 当事業所は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、適切なサービスを総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

2 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又特定の事業者に偏することのないよう公平かつ中立に実施する。

3 当事業所は、市町村、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。

### (事業所の名称、所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 回春堂ケアサービス
- (2) 所在地 米沢市大字花沢2986番地の1

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（介護支援専門員兼務）  
事業所を代表し業務の総括にあたる。
- (2) 介護支援専門員 1人以上  
利用者から相談を受けた居宅サービス計画の作成及び変更を行う。又、受託を受けた介護予防支援業務を行う。その他第2条に規定する運営方針に基づく業務を行う。  
1人当たりの担当件数は40件までとする。ただし、介護予防支援業務に係る受託は含まない。
- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じその他職員をおくことができる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日・1月1日は除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

### (サービス提供方法及び内容)

第6条 サービスの提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所は当事業所の相談室又は利用者宅等とする。
- (2) 居宅サービス計画の作成（計画の変更及び修正）
- (3) サービス提供事業者との連絡調整・情報交換
- (4) サービス担当者会議を開催する。
- (5) 利用者への訪問頻度は1ヶ月に1回とし、利用者の状態、居宅サービスの実施、又は利

用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画の実施状況等の把握及び、連絡調整等の必要に応じ随時訪問する。

(6) 利用者がその居宅において、日常生活を営むことが困難になったと認める時は介護保険施設への紹介、その他の便宜を行う。

(7) 介護保険施設から、退院又は退所しようとする利用者及びその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるようあらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

(利用料その他費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援事業者が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

2 その他の費用として、通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援事業に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

● 事業所から、1キロメートル当たり20円

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、米沢市の区域とし、希望があれば他の市町村でも実施する。

(苦情処理)

第9条 自ら提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した指定居宅介護支援に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合に、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(個人情報の保護)

第11条 法人は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。その担当者は管理者とする。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（衛生管理等）

第13条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（その他運営についての留意事項）

第14条 法人は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設法人の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日より変更する。

この規程は、平成25年6月1日より変更する。

この規程は、令和2年4月1日より変更する。

この規程は、令和3年10月1日より変更する。